

県立都市公園行為許可使用料（H27. 4. 1～H30. 3. 31）

行為の種類		単位	金額
物品販売	公園又は公園施設を移動して販売する場合	販売員1人につき1日	730円
	臨時に施設を設ける場合	1㎡につき1日	730円
物品頒布	公園又は公園施設を移動して頒布する場合	1人につき1日	730円
	臨時に施設を設ける場合	1㎡につき1日	730円
募金その他これに類する行為	公園又は公園施設を移動して行う場合	1人につき1日	730円
	臨時に施設を設ける場合	1㎡につき1日	730円
業としての映画撮影等		1日につき	12,700円
業としての写真撮影等		1日につき	640円
業として撮影会を行う場合		1日につき	12,700円
興行その他これに類する行為	ウォーキング教室、マラソン大会その他これに類する行為をする場合	4時間を超える場合	2,400円
		4時間を超えない場合	1,200円
	観音山ファミリーパークのバーベキュー炉を使用する場合	1基につき1日	1,200円
展覧会、博覧会、集会その他これらに類する催しのための公園の全部又は一部の独占利用（有料公園施設を除く。）		1㎡につき1日	10円
競技会その他これに類する催しのための公園の全部又は一部の独占利用（有料公園施設を除く。）		1㎡につき1日	10円
競技会のための観音山ファミリーパーク森の芝生広場の独占利用		10,000㎡以下の場合1日	3,200円
		10,000㎡を超え20,000㎡以下の場合1日	6,400円
		20,000㎡を超える場合1日	9,600円
音楽会その他これに類する催しのための公園の全部又は一部の独占利用（有料公園施設を除く。）		1㎡につき1日	10円
広告の掲示	臨時に設置するもの	一基の表示面積一平方メートルにつき一日	1,720円
	その他	規則で定める単位	規則で定める単位
その他の行為		その都度知事が定める。	

(別紙)

興行その他これに類する行為

・ウォーキング教室、マラソン大会その他これらに類する行為をする場合

○料金一覧

条件	参加人数	金額(1日)
4時間を超える場合	30人以下	2,400円
	31人～299人	80円×人数
	300人以上	24,000円
4時間を超えない場合	30人以下	1,200円
	31人～299人	1,200円+80円× (人数-30人)
	300人以上	22,800円